

(一社) 富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部長

業務書類の簡素化の取り組みについて

このことについて、土木建設工事に係る測量、調査、設計業務等の委託業務において、受発注者双方の生産性向上を図るために、下記のとおり実施することとしたので、貴協会会員に対する周知についてご配慮願います。

記

1 簡素化した内容

| 主な内容（詳細は各改定通知を参照） | 改定した基準等 |
|--|--|
| <p>■書類の電子メールによる提出</p> <p>① 一部書類について、電子メールによる提出可能 (後日押印した書類の提出は不要)</p> <p>〔業務履行報告書、業務段階確認申出書、業務打合簿、 業務計画書、変更業務計画書、その他押印を必要としない 調査職員あての書類〕</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 業務書類の簡素化試行要領 (案)の施行・ 共通仕様書の改定 |
| <p>■提出書類の簡素化</p> <p>② 当初契約時以外の業務工程表は提出不要 (変更時の工程は変更業務計画書にて確認)</p> <p>③ 変更業務計画書の提出は、数量等の軽微な変更の 場合は除くことを明記</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 共通仕様書の改定 |
| <p>■様式変更による書類作成の簡素化</p> <p>④ 業務工程表、業務履行報告書の様式を、4月始まり から、任意の月からの様式に変更</p> <p>⑤ 業務履行報告書の様式を、受注者から知事あてから、 管理技術者から調査職員あてに変更</p> <p>⑥ 主要な様式の作成フォーマットを Word 形式から Excel 形式へ変更</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 様式の改定 |

2 適用年月日

平成 30 年 8 月 1 日以降に作成する設計書（①については住宅建設・営繕工事に係るもの）を除く）から適用する。なお、既発注業務においても受発注者協議の上、平成 30 年 8 月 1 日から適用可能とする。

様式の変更（④⑤⑥）については、平成 30 年 8 月 1 日以降提出する書類から適用する。